文教科学委員会)

独 立 行政 法 人日本学 術振興 会 法 の — 部 を 改 正 する法 律 案 閣 法 第 一六号)(衆 議 院送 付 要 旨

本 法 律 案 は、 学 紨 の 振 興 を 図 る た め、 複 数 年 度 に わ た る 研 究 費 の 使 用 が 可 能 に なるよう、 独 立 行 政 法 人日

本 · 学 . 術 振 興 会 以 下 _ 振 興 会」 とい う。) に、 学 術 研 究 の 助 成 に 関 す る 業 務 等 に 要 す á 費 用 に 充 て る た め

ഗ

基 金 を 設 け る 等 の 措 置 を 講 ずるも の であり、 そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る

振 興 会 は、 学 術 の 研 究 に 関 し 必 要 な 助 成 を 行う業務 のうち文部 i科学-大 臣 が 財 務 大臣 ۲ 協 議 し て 定 め る も

ഗ

等

に

要

する

費

用

に

充

てる

た

め

に学

紨

研

究

助

成

基

金

を 設

け

る

も

のとし、

政 府

は

毎

年

度、

予

算

の

範

进

内

に お

l١ て、 振 興会に 対 ŕ 当 該 基 金 に 充 てる 資 金 を 補 助 す ることが できるも の とすること。

<u>_</u> 振 興 〈会は、 学 術 研 究 助 成 基 金 を財源として実施する業務につい て、 特別の 勘 定を設けて経理しなけ れば

な 5 な ١J ものとすること

Ę 振 興 八会は、 毎 事業年度、 学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科

大臣 に 提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとすること。

四 この法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。